

相続時精算課税と配偶者居住権

◎相続時精算課税

相続税対策には生前贈与が効果的ですが、一般的な贈与だと一年間で110万円を超える分には贈与税がかかります(暦年課税)、一度にまとまった額を贈与するには不向きです。これを回避できる制度が「相続時精算課税」です。年数や回数に関わらず総額2,500万円までの贈与が非課税となり、2,500万円を超えた分も一律20%の贈与税を納めれば済みます。その代わりに、相続発生時には贈与時の価額で相続財産に加算され、相続税を納めることとなりますから、節税効果は限定されますが、多額の資産を早めに子世代に移すことで、資産を有効に利用できるメリットがあります。

ただし、注意点もあります。まず、一度相続時精算課税を選択するとその後の贈与も含めて暦年課税は使えません。また、追加で贈与を行った時、総額2,500万円以下で納税の必要がなくても毎回贈与を申告しなければなりません。そして、相続時精算課税は贈与税を相続税としていわば先送りする制度であり、直接的な節税にはつながりません。

◎配偶者居住権(令和2年4月1日より適用)

夫の死後、法定相続分に従って遺産を分けると、妻が自宅を失うケースがあります。これを防ぎ、配偶者の生活を守るのが「配偶者居住権」です。短期と長期の権利がありますが、ここでは遺産分割の際に財産として選択できる長期の配偶者居住権を取り上げます。

対象となるのは、被相続人の自宅に配偶者も住んでいた場合です。建物の所有権と居住権を分け、所有権を子が、居住権を配偶者が相続することで、配偶者は自宅に生涯住み続けられます。配偶者居住権は、他人に売ったり、貸したりすることができず、配偶者が死亡すると消滅し、その後は所有権を持つ子が建物・土地全体の完全な所有者となります。子は最終的に相続税の負担なく自宅を取得できるため、今後の節税対策として利用される可能性が高いです。

ただし、配偶者居住権には落とし穴もあります。配偶者が老人ホームなどに移ると、配偶者居住権は放棄され消滅します。その場合、配偶者から子に贈与があったとみなされ、贈与税が課税されるのです。将来の生活環境の変化も見据えて、慎重に制度を利用する必要があります。

どちらも安易に利用すると後日思わぬ損やトラブルを招きかねません。大切な財産を守るため、ぜひ一度専門家に相談してみてください。いかがでしょうか。

JBAグループ

はなだより~パンパスグラスについて~

近年、インテリアやブーケの花材として人気のあるパンパスグラスについてご紹介いたします。

◎基本情報

- ・和名：シロガネヨシ(白銀葦)
- ・イネ科シロガネヨシ属
- ・南アメリカ、ニュージーランド、ニューギニアに分布
- ・雄株：花穂が細長い 雌株：幅広く綿毛を持つ
- ・色：ややピンクがかかった白銀色
- ・8~10月にかけて、垂直に立ち上がった茎に長さ50~70cmの羽毛のような花穂をつける



◎栽培について

- ・日当たりのよい場所を選ぶ。
- ・葉はススキと同様、皮膚を切りやすく、手入れや伐採時には手足を保護できる服装が良い。
- ・寒さに弱い。(-2~-3℃程度)
- ・株分けで増やす。(穂の形状に個体差が出やすいので、同じ株から増やした方が群生した時に揃う。)



パンパスグラスはドライフラワーにしても可愛く飾ることができます。ドライフラワーの作成方法については、以前ご紹介させていただいたものをご参照ください。 フラワースペースデザイン部

スタッフコラム

昨今、「終活」という言葉が広く認知され、万が一の時に備え事前にご相談される方が増えており、ドリーマーでも事前相談受付件数が年々増加傾向にあります。



ご相談内容は、「費用」「宗教者」「流れ」「立地場所や会場」「形式」など多岐に渡り、実際のお打合せ同様に細かくお話するものから、大まかに流れを知りたいというものまでお客様のご要望に応じた対応をさせて頂いております。ご要望に応じてと申し上げましたが、実際には事前相談…といっても「何を相談していいかが分からない」というお声も多い様に感じます。それでもご相談後には「相談して良かった」「少し話せただけでも気持ちが軽くなった」というお声を頂きます。少しでも心のご負担を減らせられるよう、まずは私達へお話をしてみてください。

さて、今回は事前相談でも良くあるご質問の中で「慌てない為に用意しておいた方がいいものは？」というのがあります。以前、この『まほろば』でもご紹介させて頂きました『写真』や『身支度の服や着物』などがありました。今回触れさせて頂くのは『印鑑』についてです。

ご逝去された後、医師の診断により死亡診断書が発行され、ご遺族が必要事項を記入し、印鑑を持って市役所へ死亡届の提出を行います。その際、必要事項の中に届出人を記入する欄があります。こちらには基本的に故人様からみて身近な方のお名前・ご住所・ご連絡先などを記入頂くようになりますが、ここで印鑑が必要となります。

この届け出の手続きはドリーマースタッフが代行して市役所で提出することがほとんどですが、ここで注意するポイントが二つあります。

一つ目は印鑑の種類です。手続き終了までお預かりする様になる為、銀行印や実印などではなく認印が望ましいかと思えます。また、シャチハタは不可です。ご注意ください。

二つ目は届出人となる方の姓の印鑑が必要となります。例えば故人様が新居浜という姓で、届出人の姓が西条という姓であれば、御用意頂く印鑑は「西条」の印鑑になります。御結婚されて姓が変わった娘様が届出人になる場合や、姉妹や甥姪の立場の方が届出人となる場合に多いケースだと思えます。必ず、すぐに印鑑が必要という事はありませんが、印鑑が無いと勿論手続きが進みませんし、市町村によっては斎場の予約受付が完了しない為に御葬儀の日程が決定しない事になり兼ねません。いざという時に慌てない為にもこの二つのポイントを押さえて頂ければと思います。

冒頭に触れましたその他、ご相談やご心配事がありましたら事前相談を随時受け付けておりますのでぜひご相談下さいませ。



戸田直記

ドリーマー社員大募集!!

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。



簡単スマホから応募

【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円~293,000円(その他諸手当あり)

冠婚部 基本給 181,000円~264,000円
(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円~1,200円(研修期間有り)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。



まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田

まほろば

9月
令和2年

第78号



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880